

記 録

令 和 5 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和5年8月28日（月）

記 録

令和5年8月農業委員会定例総会議事録

令和5年8月農業委員会定例総会を令和5年8月28日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
9番	治田健	10番	松木親則
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

欠席委員（1名）

11番 山本恵子

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（14名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
20番	田代百合子	21番	河野美紀
22番	黒木博	23番	海野茂実
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩	主任主事	黒木信介

市長部局出席者

農業畜産課

課長補佐 濱地貴志

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5番 平野 直樹 委員

12番 黒木 耕作 委員

日程第2

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第49号 非農地証明願いについて

議案第50号 農地のあっせん申出について

議案第51号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について

報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第39号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

5 番

1 2 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年 8 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話をマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に 11 番山本恵子委員、19 番佐藤力委員、27 番黒木敬治委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 5 番委員平野直樹委員、12 番黒木耕作委員を指名します。よろしくお願いいたします。

次に議案審議に入ります。

まず議案 44 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 35、土地の所在地は富高、畑が 1 筆で 276㎡です。
譲受人は専業農家で、申請地には果樹が植えられているため、許可後もそのまま果樹を栽培されると伺っています。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 36、土地の所在地は東郷町山陰、田が 5 筆、畑が 1 筆で 7,233㎡です。

譲受理由、譲渡理由ともに贈与による所有権移転です。

家族間の生前贈与で、所有権移転後も現在と同様、水稻や牧草を作付けされると伺っています。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 37、土地の所在地は塩見、畑が 1 筆で 295㎡です。

譲受理由は農業参入、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、管理不足により遊休農地になりつつあったところ、譲受人より購入して管理したいとの申出があり、売買が成立したため申請に及んだものです。許可後は、露地野菜を作付けされると伺っています。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

なお、担当の 19 番委員からは、地区担当としては特に問題ありませんということでご報告いただいています。

以上 3 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号 35 担当の 18 番委員から補足があれば説明をお願いします。

18 番委員 18 番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号 36 担当の 23 番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 23番委員 23番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号35から37を原案のとおりとします。
次に、議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号9、土地の所在地は日知屋、畑が1筆で723㎡です。
転用目的は植林ですが、既に転用済みとなっています。申請人にお話しを伺ったところ、申請人の亡き祖父、父が農地法の手続きが必要なことを知らず、ヒノキを植林してしまっていたとのことで、始末書も提出されています。
申請地は、周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございます。同法の第2項の各号には該当しません。
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号9担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 16番委員 16番委員です。8月23日に8月の担当農業委員2名と事務局それに申請人本人と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明のあったとおり問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号9は原案のとおりとします。
次に、議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号15、土地の所在地は東郷町山陰、田が2筆、畑が6筆で合計5,058㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、畜舎、堆肥舎の建設となっています。申請地の南側は農地と接しているが、地権者及び耕作者が譲渡人であり、建設に同意していること、家畜排泄物については堆肥舎において適正処理を行うことから周辺農地に影響はないものと思われま。
- 申請地は農振農用地ですが、区分を農業用施設用地に用途変更手続き中です。また、一部中山間地に存在する小集団農地ということで、第2種農地に該

記 録

- 事務局 当する農地もあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号16、土地の所在地は富高、畑が1筆で1,933㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的はしいたけのホダ場です。雨水の排水は敷地内自然浸透で行い、その他生活雑排水はありません。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号15担当の20番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 20番委員 20番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号16担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 18番委員 18番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号15から番号16は原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。
次に議案第47号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号19、20は関連がありますので併せて説明します。
土地の所在地は平岩、番号19が畑1筆で950㎡、番号20が田1筆、畑2筆で合計3,565㎡です。
地番が括弧書きされているのは、申請地が基盤整備の区域内で本換地が終わっていないためです。期間は、令和5年10月1日から10年で、賃貸借権の設定、配分となっています。
以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
それではただいま説明がありました案件につきまして、質問等はございません

記 録

- 議長 んでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号19から番号20は原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。
次に議案第47号番号21について事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号21、土地の所在地は東郷町山陰、期間は令和5年10月1日から8年10ヶ月、新規の賃貸借権の設定、配分となっています。
期間について、貸付人は、既に近くの農地を借り受けていまして、そちらの期間と合わせた結果になります。
こちらは施設野菜での規模拡大となります。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号19から21までは原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。
次に議案第48号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号5、土地の所在地は美々津町、地目は田が8筆で8,985㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、所有権の移転時期は令和5年9月1日で、譲受人は主に畜産業を営む認定農業者である法人の代表者です。
以上1件、皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
番号5担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。

記 録

- 議長 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号5は原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。
次に議案第49号非農地証明願いについてであります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号12、土地の所在地は美々津町、登記地目は田、登記面積は1筆で409㎡です。
先日担当委員と一緒に現地調査で確認したところ、申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては山林の状態でした。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは番号12担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に議案第50号農地のあっせん申出についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号7、土地の所在地は美々津町、地目は畑、地積は2筆で1,553㎡です。
所有者である申出人より、農地を貸したいということで申出がありました。
受付番号8、土地の所在地は美々津町、地目は田、地積は708㎡です。
所有者はお亡くなりになっていますが、相続人より、貸したいということで申出がありました。
受付番号9、土地の所在地は財光寺、地目は畑、地積は3筆で3,114㎡です。
こちらは、3兄弟で1筆ずつ相続された後、申出人が3筆とも耕作されていたようですが、来作は作付けの意思がなく、全て人に貸したいということで申

記 録

- 事務局 出がありました。
以上3件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ここで農地部会が開催されていますので、部会長より報告をお願いいたします。
- 農地部会長 農地部会長です。本日総会前に農地部会を開催いたしましたのでご報告いたします。
農地部会では受付番号7については、場所的に難しいんですけども7番海野善文委員、20番田代百合子委員、21番河野美紀委員にあっせんをお願いしてはどうかという意見にまとまりました。
受付番号8につきましては、21番河野美紀委員、22番黒木博委員にあっせんをお願いしてはどうかという意見にまとまりました。
受付番号9につきましては、9番治田委員、28番黒木豊喜委員にあっせん委員をお願いしてはどうかという意見にまとまりました。
以上3件ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
それではないようですので、お諮りします。
あっせんの申し出を承諾し、部会長の提案通り、受付番号を7は7番委員、および20番委員、21番委員を、それから受付番号8は、21番委員および22番委員。そして受付番号9は9番委員および28番委員をあっせん委員とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、農地部会長提案のとおりといたします。
次に議案51号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想についてであります。
それでは日向市農業畜産課農業振興係の濱地課長補佐に説明をお願いします。
- 農業畜産課 皆さんこんにちは。
ただいまご紹介いただきました農業畜産課の濱地と申します。
農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の変更についてということで、まず1の(1)法の趣旨でございますが、効率的かつ安定的な農業経営者を育成するために、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を関係者の意向を十分に踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて、農業経営を改善する者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じるというのがこの法律の趣旨でございます。令和5年の4月に改正・施行されております。
(2)農業経営基盤強化促進基本方針というのがございまして、この法律の第5条に、都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものとなっております。この促進法に従いまして、宮崎県が基本方針を定めているということになります。
県は育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標を示し、経営改善を図ろうとする者への支援のあり方等、県の基本的な考えを示すために、農

農業畜産課

業経営基盤強化の促進に関する基本方針を定めるということになっています。

この基本方針について、今年6月19日に変更通知がありました。基本方針は、おおむね5年ごとに改正されますが、10年間の見通しで定められます。ただし、直近では昨年3月にも改正をされています。

(3) 農業経営基盤強化促進基本構想について、法律第6条に、市町村は政令で定めるところにより農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができます。

また、同条第3項に基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第4項に規定する計画との調和が保たれなければならないとされています。市が作る基本構想は、県が作った基本方針に合致したものじゃないと駄目ですよということでございます。この前条第4項に規定する計画といいますのが、注釈で書いております農業振興地域整備計画、その他の法律の規定による地域の農業の振興に関する計画であり、そちらにも合致し調和が取れたものでなければ駄目ですよということでございます。

この基本構想の策定にあたってということで(4)に書いてありますが第6条第4項に、市町村は基本構想を定め、またこれを変更しようとするときは、あらかじめ農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとするということで、この施行規則第2条に農業委員会と農業協同組合の意見を聞かなければならないとなっております。そのため、今回この基本構想の変更についてご審議いただくという流れでございます。

②、③はその後のことが書いてありますので省略しますが、県や農林水産大臣にも同意を得なければならないということになります。

裏面をご覧ください。

今回の促進法改正の背景でございますが、農地を巡る状況ということで、皆さんご承知のように、全国において高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がございます。

また、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じて農業の成長産業化に向け、農地が利用されやすくなるように分散農地の集約化を進め、担い手の確保・育成措置を講じる必要があるということで、今回改正をされたということになります。

3番で基本構想の主な変更についてということで書いてありますけれども、お手元の新旧対照表を併せて見てください。基本的には改正に応じたものと主な変更点について説明をさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。

(2) 社会情勢のところに、ウクライナ情勢を背景とした原油、資材、穀物の価格上昇による農業全体への影響のことを、今回ここに入れさせていただいております。

また3ページを見ていただきまして、集落営農について、多様な担い手と地域が相互協力して取り組みを推進していかねばなりませんよというようなことを書いております。

続きまして4ページ、①効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成というところで、地域のリーダーとして認定農業者の育成支援を重点的に実施するため、事業や制度資金を活用しますよということがこちらの方に書いております。

続きまして、7ページをお開きください。

第4の1、担い手に対する農用地の利用集積に関する目標について市内全域での目標が30%に変更されてると思います。

これはですね、以前まで県の基本方針に合わせて目標80%としておりました。令和5年度末現在の日向市内の集積面積が約370haでございます。日向

農業畜産課	<p>市の耕地面積が1,360 haということで、令和5年3月末で集積率が約27.2%ということになります。30%にするためには、あと40haほど集積が必要ということで、目標80%は高い目標だったので、30%に変更させていただいたところでございます。</p> <p>続きまして、戻っていただいて6ページをお開きください。担い手の確保のところでございます。第3の2というところになります。担い手の確保について関係機関と連携して認定農業者や認定新規就農者へ支援、相談の対応を強化しないといけませんというようなことを書いております。必要となる農地等のあっせん、資金調達のサポートを行うということでございます。</p> <p>続きまして第4の2、中山間地域や担い手不足地域でも、地域全体での農用地の確保、有効利用の促進をしなければならないということを記載をさせていただいております。</p> <p>続きまして、8ページでございます。こちらはですね、地域計画に関する項目を追加させていただいております。地域計画区域の基準その他の事項ということで、人農地プランから地域計画へということで、ご承知の通り、地域の話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画でございますが、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しなければならないということで、農地の集約化の文言をこちらに記載をさせていただいております。</p> <p>続きまして、飛びますが15ページをお開きください。</p> <p>(3)のところに地域計画の実現に向けた取組というところでございますが、地域計画の実現に向けた農作業受委託の取組に関する項目を追加しております。</p> <p>この農作業受委託組織の育成や活用の周知等を記載をさせていただいております。</p> <p>早口で説明をさせていただきましたが、県が作成した基本方針に合致しているものを、市は作らないといけないということで、県にも事前にこの書類を送っております。概ね良いということでお話をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告第37号から第39号までについて、事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。</p> <p>先ず、報告第37号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では32ページからです。</p> <p>届出の件数は2件、土地は畑3筆で面積は993㎡であります。</p> <p>転用目的につきましては、店舗及び個人住宅であります。</p>

記 録

- 事務局長 | 次に、報告第38号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では35ページからです。
届出の件数は10件、土地は田2筆、畑9筆で面積は2,376㎡であります。
転用目的につきましては、個人住宅、資材置場、駐車場であります。
最後に、報告第39号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。
議案書では41ページからです。
令和5年6月、7月の定例総会にて可決した4条申請2件、5条申請6件が県知事許可されています。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 | ありがとうございました。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これをもちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。